平成２１年（フ）第５８号
富山市山室荒屋新町143番地
破産者　村井真智子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５４６号
金沢市鈴見台２丁目３番15号
破産者　松本　直弘
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５６５号
山梨県中央市一町畑327番地８
破産者　丸山　　忠
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
山梨県中央市山之神1888番地85
破産者　松木　　智
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
静岡市葵区安西４丁目28番地　グランドール安西501号、旧住所静岡市駿河区上川原７番27号
破産者　松永洋二郎
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４号
静岡県浜松市東区和田町279番地
破産者　堀内　利貞
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成１９年（フ）第３１７号
滋賀県彦根市南川瀬町1148番地
破産者　矢田　榮一
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成１９年（フ）第９１９４号
大阪府寝屋川市萱島本町９―21廻戸マンション305、住民票上の住所大阪府枚方市黄金野２丁目35番11号
破産者　岡林　勇夫
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９０２６号
大阪市城東区今福東２丁目１番37―507号、前住所大阪市城東区鴫野西５丁目22番19号
破産者　西原　　廣
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９３７４号
大阪府門真市浜町６番19―315号
破産者　藤澤　哲也
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９８７１号
大阪市住吉区千躰２丁目４番14号　クランツ沢ノ町205号、開始決定時の住所大阪市住吉区万代３丁目12番１号
破産者　松島　幸子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９２２号
大阪府茨木市太田２丁目６番２号
破産者　的場　壽一
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９３２号
大阪府枚方市津田南町１丁目28番20号
破産者　畑中設計事務所こと　畑中　春夫
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９５７号
大阪市西区京町堀３丁目４番20―206号、申立時の住所大阪市西区江之子島１丁目１番９―909号
破産者　大谷　芳広
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２７８号
大阪市城東区森之宮２　第６号棟第1353号室、住民票上の住所大阪市浪速区塩草１丁目２番３号
破産者　仲野　敦子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０４６号
大阪府門真市幸福町１番18―102号、申立時の住所大阪府門真市堂山町17番５号
破産者　玉置　重子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３０５号
大阪市東成区中本５丁目３番11号
破産者　髙濃まゆみ
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３２６号
大阪府八尾市宮町２丁目４番５号
破産者　小西　公二
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３６４号
大阪府門真市元町４―11グランドヴィラ門真９Ｃ、住民票上の住所大阪府守口市橋波西之町１丁目14番３号
破産者　福田　靖志
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部